平成２６年（フ）第８３１号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草1449番地26、申立時の住所千葉県船橋市二和東３丁目５番30号　カームヒルズＡ―101号
債務者　梶野　隆史
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８９０号
千葉市中央区大森町404番地８　クラフト荘305号
債務者　新井　清信
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９５７号
千葉市稲毛区小仲台７丁目３番１号　アクアフォレスタ・ルネ稲毛フォレスタ棟702号
債務者　越後　真実
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９６２号
千葉市緑区古市場町712番地　グリーンシーＢ104号
債務者　寶田　　渚（旧姓隈本）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８７５号
愛知県海部郡大治町大字三本木字金久73番地坂部ハイツＢ101号
債務者　沓名　裕一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４５号
神戸市兵庫区浜中町１丁目17番９号
債務者　今岡　昌弘
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５９号
神戸市中央区花隈町32番10号第一篠原ビル503、従前の住所神戸市兵庫区下沢通１丁目１番17―1105号
債務者　池井　博和（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８８号
神戸市長田区大谷町３丁目21番７号　清露館103号
債務者　福井　鉄治
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０号
広島県三次市和知町1800番地21リカバリーセンター章仁苑、住民票上の住所広島県三次市三和町敷名3688番地
債務者　栄　　栄子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第５１号
広島県三次市十日市西１丁目10番18号―103号、前住所広島県三次市十日市中３丁目15番46号
債務者　瀬良　順次
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２４３号
長崎県長崎市滑石６丁目９番12号　本川アパート202号
債務者　森永やす子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６９号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原960番地　安里アパートＡ－１－２
債務者　安里　米子（旧姓仲宗根）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８５号
福島市新浜町２番15号　パーク21―503号
債務者　齋藤　朝子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１０７８号
さいたま市南区文蔵５丁目26番２―107号
債務者　五十嵐真理
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０６号
さいたま市大宮区吉敷町４丁目213番地６
債務者　古舘　勝昭
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１７号
さいたま市桜区道場２丁目１番１―1302号
債務者　舟山はる奈
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２０号
埼玉県川口市大字芝4915番地の３、旧住所東京都板橋区泉町１番１号　玉田ビル501
債務者　本村　賢悟
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係